

国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る
中央環境審議会諮問案件

1. 野付半島・野付湾鳥獣保護区野付半島・野付湾特別保護地区（指定）[6,053ha]

- 指定区分 集団渡来地の保護区
- 位 置 北海道野付郡別海町及び標津郡標津町
- 存続期間 令和 7（2025）年 11 月 1 日から令和 27（2045）年 10 月 31 日まで（20 年間）
- 指定目的 国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区は、北海道東部の根室半島と知床半島のほぼ中間に位置しており、日本最大の延長約 26 kmの砂嘴及び砂嘴によって形成された湾部を有する。
- 湾内の水深は湾口で最大約 4 mのほか、湾内はほとんどが 1 m未満の浅海域に広大な干潟及びアマモ場が形成され、エビ類等の甲殻類、貝類、魚類、ゴカイ類等が多く生息している。
- このような自然環境を反映して、当該区域は渡り鳥の中継地として、春季及び秋季には毎年 2 万羽以上の渡り鳥が渡来する。特に、オオハクチョウ、コクガン、ヒドリガモ及びスズガモは、これらの種の地域個体群の 1 %以上の個体数の渡来が確認され、国内では珍しいアカアシシギの繁殖も確認されている。
- 特に、砂嘴、干潟及び藻場は、多くの渡り鳥のねぐら及び採餌の場として利用されている。このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する渡り鳥の保護及びその生息地の保護を図るものである。
- 備考 区域を変更せず、再指定。

2. 宍道湖鳥獣保護区宍道湖特別保護地区（指定）[7,688ha]

- 指定区分 集団渡来地の保護区
- 位 置 島根県松江市及び出雲市
- 存続期間 令和 7（2025）年 11 月 1 日から令和 17（2035）年 10 月 31 日まで（10 年間）
- 指定目的 当該区域は、島根県東部に位置する汽水湖で、淡水及び海水に生息・生育する両方の動植物が見られる多様な自然環境を有している。
- このような自然環境を反映して、ガンカモ類を始め約 280 種の鳥類の生息が確認されている。特に、ガンカモ類は例年 30,000 羽以上が渡来する国内最大級の渡来地であり、その中でもマガンは約 3,000 羽前後、スズガモは 10,000 羽以上が渡来している。また近年では、数万羽のトモエガモが一時的に飛来する状況が確認されている。

さらに、環境省レッドリスト 2020 に掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のマナヅル、オジロワシ等のほか、当該区域西部のヨシ原には準絶滅危惧のヨシゴイの渡来も確認されている。

宍道湖鳥獣保護区で渡来数の多い、キンクロハジロ及びスズガモは宍道湖の水域全体を、またコハクチョウ等は採餌の場として浅場をそれぞれ利用している。また、当該鳥獣保護区に渡来する水鳥はその広い範囲をねぐらや休息の場として利用している。このように、当該鳥獣保護区の大部分を占める水域は、水鳥にとって特に重要な区域であることから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

備考 区域を変更せず、再指定。

3. 湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区（指定）[103ha]

指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

位 置 鹿児島県大島郡宇検村及び大和村

存続期間 令和 7（2025）年 11 月 1 日から令和 27（2045）年 10 月 31 日まで（20 年間）

指定目的 奄美大島は、鹿児島県佐多岬の南方約 300km の海上に位置し、南西諸島の中で沖縄島に次いで 2 番目となる 712.41km² の面積を有する島であり、湯湾岳鳥獣保護区は、同島の最高峰である湯湾岳を中心とした中央山地の標高 230m から 694m までの地域に位置している。中央山地にはスダジイ、オキナワウラジロガシ、タブノキ、イスノキ等の常緑広葉樹が優占している。また、同島は、約 1,200 万年前から約 200 万年前と古い時期に、大陸から隔離されたことが知られている。

このような自然環境、地史等を反映して、鳥類では環境省レッドリスト 2020 に記載された絶滅危惧Ⅱ類のアマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ、アカヒゲの生息が確認されている。また、哺乳類では、環境省レッドリスト 2020 に記載された絶滅危惧ⅠA類のヤンバルホオヒゲコウモリ、絶滅危惧ⅠB類のケナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミノクロウサギ、オリイコキクガシラコウモリ、リュウキュウユビナガコウモリ、リュウキュウテングコウモリの生息が確認されている。

湯湾岳鳥獣保護区の中でも、湯湾岳を中心とした中央山地の標高 430m から 694m の森林は自然度が高く、希少な鳥獣の重要な繁殖及び採餌の場として利用されている。

湯湾岳鳥獣保護区の中でも、湯湾岳を中心とした中央山地の標高 430m から 694m の森林は自然度が高く、希少な鳥獣の重要な繁殖及び採餌の場として利用されている。このため、湯湾岳鳥獣保護区の中でも特に重要な

区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

備考

区域を変更せず、再指定。